

生活のきまり

本校の生活時程は、次の通りです。特に
登下校時刻をしっかりと守りましょう。

登校 (月曜は朝会・学年朝会)		8：00～ 8：25 (8：25 遅刻確認)
朝 読 書		8：25～ 8：35
学 級 活 動		8：35～ 8：45
第 1 校 時		8：50～ 9：40
第 2 校 時		9：50～ 10：40
第 3 校 時		10：50～ 11：40
第 4 校 時		11：50～ 12：40
給食・昼休み		12：40～ 13：30
予 鈴		13：30
第 5 校 時		13：35～ 14：25
第 6 校時(月・火・木・金)		14：35～ 15：25
学級活動 清 掃	水	14：25～ 14：50
	月火木金	15：25～ 15：50
下 校	水	14：55
	月火木金	15：55
	土	11：50

1 遅刻チェックは毎朝 8:25 です

- ①一般生徒の登校時間は 8:00～8:25 です。特に理由がなければ 8:00 より前に登校してはいけません。
- ②8:25 現在、座席についていない生徒(朝会がある日は 8:25 に列に入っていない生徒)は遅刻になります。
- ③全校・生徒朝会は 8:25 開始です。8:20 には登校し、荷物は教室において体育館に集合してください。学年朝会も同じ時間です。
- ④欠席・遅刻・早退をする場合は、欠席連絡システム (tetoru) にて連絡をお願いします。tetoru をご利用いただく場合には当日の 8:10 まで送信受付可能となっています。電話の場合は、8:00 から 8:15 までに保護者から学校に連絡してください。または、友達を通して生徒手帳を学校に届けての欠席連絡でもかまいません。

2 自転車登校は絶対禁止です

- ①決まった通学路で登校しましょう。
- ②自転車等での通学は禁止です。部活動等の再登校でも自転車は禁止です。
- ③登下校中での、寄り道や買い食い等は禁止です。

3 途中外出は出来ません

登校してから下校までの間の途中外出は原則として認めていません。忘れ物等のないようにしましょう。

4 上履きを忘れた場合は、職員室に来て所定のノートに名前を書き、貸し出し用上履き、またはスリッパを借りてください。

5 休み時間は次の授業の準備です

①授業開始2分前になったら着席し、落ち着いた状態で次の授業を迎えられるようにしましょう。

②他のクラス、空き教室への出入りは原則として、しないようにしましょう。

③10分休みは次の授業の準備時間として使います。特別教室への移動や少人数授業による教室移動等も多いので、次の授業に遅れないようにしましょう。

④昼休みの体育館の開放は、ボール系の管理により、学年毎に行っています。

⑤昼休みに限り、雑誌・マンガを見てもかまいませんが、その他の時間はしまっておき、出してはいけません。

6 所持品のルールを守りましょう

学校の中心は授業です。原則として授業に必要なものは持ってきてはいけません。ただし、雑誌・マンガ等、他の学校では普通認められていなくても、神明中では許可されているものもあります。これは「自主・自律」の校訓のもと、先輩たちが話し合い、読んだり、見たりしても良い時間などのルールを守ることを約束して決められているものです。「ルールを守れる者が許されている」という自覚を持ってください。また、体操着・筆箱・教科書・登校靴・上履き等、自分の持ち物には必ず名前を書きましょう。

所持品の確認

持ってきてはいけない物

- ①原則として授業に必要な物を持って来ない。
- ②貴重品・アクセサリー類、その他学校生活に必要な物。
- ③必要以上の金銭（必要があって持って来た場合に、朝のうちに担任に預ける）。
- ④飲食物（ただし、弁当が必要なときは担当教員に従う）

＊例外として持って来ても良い物

- ①昼休みに限り、雑誌・マンガを見ても良い。
- ②昼休みに限り、トランプ・UNOに限り使用を許可する。これ以外のゲームは許可しない。(交換・売買・盗難等の問題もあり不許可とする。トランプ・麻雀・花札等はバクチ等のよくないイメージがあり不許可とする)
- ③通年、水筒の持参を許可する。(ペットボトルは不許可)ただし中身はスポーツドリンク・お茶・水のみとする。
- ④薬用リップ(グロス・着色付は不許可)。
- ⑤制汗スプレー(ただし使用は更衣室に限り許可する。無香料のもの)。
- ⑥日焼け止め(ただし使用は体育前の更衣室・トイレに限り許可する)。

7 「制服が無い」＝「校則が無い」ではありません

- ①服装については、中学生らしい質素なものとしてください。華美にならないこと。
(ア)タンクトップや肩が出ているデザイン・へその見えるもの・極端に丈の短いスカートやパンツなどは認めていません。
(イ)防寒着(コート類・手袋・マフラー)の着用は登下校のみとし、教室では脱ぎましょ

う。下着やセーター類で体温調節が出来るような服装をこころ掛けましょう。ただし、12月から3月の4ヶ月間は体育館での全校・生徒朝会でコート類の着用は認めています。(手袋・マフラーはしない)

②校章を必ず左胸につけてください。制服の無い本校にとって、神明中生であることを示す唯一のものです。

③式典等では、それにふさわしい服装をお願いします。(ブレザー、白のワイシャツ等)正装時は、ジャケットのフラワーホールに校章をつけても構いません。

④頭髪については、自然なものとしします。

⑤アクセサリーは認めていません。

8 下校時間を守りましょう

①一般下校時間 15 時 55 分です。

②最終下校時間(部活動・委員会活動等)

☆3 月～10 月は 18:00 完全下校

☆10 月～2 月は 17:30 完全下校

*完全下校とは校門をその時間にすでに出て、帰宅途中をいいます。

9 校外でも神明中生です社会規範を守り、神明中の生徒として恥ずかしくない行動をとりましょう。

神明中学校生徒会規約

第1章 総 則

第1条 この会は杉並区立神明中学校生徒会という。

第2条 この会は学校の教育目標にしたがって生徒が互いに協力しあい、一人一人が責任をもち、自主的な学校生活をきづくことを目的とする。

第3条 この会の会員は本校生徒全員とする。

第4条 この会は教職員の指導と助言のもとに活動する。

第2章 機 関

第5条 この会には次の機関をおく。

- 1 生徒総会 2 生徒評議会 3 学級委員会
- 4 専門委員会 5 選挙管理委員会

第3章 役 員

第6条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1 名 2 役員 6 名

※ただし各学年 1 名は選出するようにする。役職は、選出後、決定する。役職は副会長 2 名、役員 4 名とする。

第7条 前条の役員は別に定める選挙規定によ

って選出し学校長の認証を受ける。

第 8 条 役員の任期は 10 月から翌年の 9 月までの 1 期とし、改選は 9 月中とする。

第 9 条 会長は生徒会を代表し会の運営の中心となる。

第 10 条 副会長は会長を助け、会長に事故がある時はその代理をする。また生徒総会の議長団選出までの司会を務める。

第 11 条 役員は会長・副会長を助け、議事の記録と保管を行う。

第 4 章 生徒総会

第 12 条 生徒総会は次のことを審議決定する。

1 規約の改正

2 その他必要な事項

3 生徒会活動と各専門委員会の活動方針案の承認

第 13 条 生徒総会は役員改選後の 10 月および翌年の 5 月に会長が招集する。その他会長が必要と認めた場合および生徒評議会の要求により臨時生徒総会を開くことができる。

第5章 生徒評議会

第14条 生徒評議会は生徒総会につぐ議決機関であって、生徒会全般の問題について審議する。

第15条 生徒評議会は生徒会の円滑な活動を行なうために次の活動をする。

- 1 生徒総会に提出する議案の作成
- 2 各専門委員会より提出される活動計画および実施についての連絡調整
- 3 学校行事または全校的な活動と実施
- 4 その他必要な事項の相談

第16条 生徒評議会は生徒会・専門委員会の各委員長および各学年の学級委員をもって構成する。ただし必要に応じて委員会の構成をかえることができる。

第17条 生徒評議会は生徒総会および校内生活にかかわる問題の全般について審議する。ただし各専門委員会の委員長および各学年の学級委員は総会での議決に加わることはできない。

第18条 生徒評議会は会長が必要と認めた場合および各専門委員会・学級委員会の要求により臨時に開くことができる。

第19条 生徒評議会は委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数によ

り決する。

第 6 章 学級委員会

第 20 条 学級委員会は生徒評議会に協力し次の事項を審議する。

- 1 生徒評議会から委任された議案
- 2 学年共通の諸問題

第 21 条 学級委員会は学級委員をもって学年ごとに構成する。

第 22 条 学級委員会は原則として毎月 1 回学級委員長が招集する。その他委員長が必要と認めた場合および学級からの要求により臨時に開くことができる。

第 23 条 学級委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数により決する。

第 24 条 学級委員会の学級委員長は委員の互選とする。

第 7 章 専門委員会

第 25 条 専門委員会には次の委員会をおく。

- | | |
|---------|---------|
| 1 生活委員会 | 2 環境委員会 |
| 3 保健委員会 | 4 給食委員会 |
| 5 放送委員会 | 6 図書委員会 |

第 26 条 各委員会の委員は学級より次の通り選出する。

- 1 生活委員……2 名(男女各 1 名)
- 2 環境委員……2 名
- 3 保健委員……2 名(男女各 1 名)
- 4 給食委員……2 名
- 5 放送委員……2 名
- 6 図書委員……2 名

第 27 条 委員会は次のような活動をする。

- 1 生活委員会
 - ・学校内外における生徒の生活規律の向上につとめる
- 2 環境委員会
 - ・学校の清掃美化に関する計画・実施
 - ・健康に関する調査計画、校内の衛生の向上をはかる
- 3 保健委員会
 - ・体調管理、予防、体調が優れない生徒の付き添いを行う
- 4 給食委員会
 - ・学校給食に関する準備・片付け、衛生管理を行ない、それに対処するようにつとめる
- 5 放送委員会
 - ・校内の連絡事項の伝達と学校放送の計画・実

施

6 図書委員会

- ・ 図書館運営の手伝い

貸出返却業務、図書の整理・掲示物の作成や飾り付け等

- ・ 課題図書、中央図書館の本の管理と整備
- ・ 地域図書館の活動への協力・連携

第 28 条 (委員長の選出)各委員会の委員長(1 名)副委員長(若干名)は次の方法で選出する。全ての委員長・副委員長は委員の互選とする。

第 29 条 各専門委員会は委員長が招集し、月に 1 度定例委員会を開く。その他委員長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

第 30 条 各委員会の討議の結果は生徒評議会に報告する。

第 31 条 (委員長の任期)専門委員会の各委員長は総務部と一体となって生徒会活動の運営にあたるため、任期を一年とする。

第 32 条 (委員の任期)各学級から選出される学級委員および各専門委員の任期は 4 月から 9 月まで、10 月から 3 月までの 2 期とし、4 月と 9 月下旬に改選する。ただし留任はさまたげない

が、他の委員を兼任することはできない。前期委員の任期は、後期の第1回専門委員会が開かれるまでとする。

第33条 各専門委員長は、第31条に定める、各学級で選出される専門委員の人数に含める。

第8章 クラブ活動

第34条 生徒会には興味や関心を同じくする者が自主的活動を通じて各自の個性を伸ばし豊かな人間性を養うことを目的とする団体として各種のクラブを置く。

第10章 規約の改正

第35条 この規約の改正は、生徒評議会の委員の3分の2以上の賛成で生徒評議会が発議し、生徒総会に提出して、その承認を得なければならない。この承認には生徒総会における出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第11章 付 則

第36条 この規約は、平成15年4月1日からこれを施行する。

第37条 生徒会員はこの会すべての委員会を傍聴し議長の許可を得て発言することができる。ただし表決権はない。また場合によっては、議長より退場を命ぜられることがある。

第 38 条 この会の運営に必要な細則は、生徒評議会で別に定める

選挙規定

第 1 章 総 則

第 1 条 この規定は規約第 7 条に基づき規約第 6 条の役員の選挙に適用するものである。

第 2 条 すべての生徒会員は選挙権及び被選挙権を有する。

第 2 章 選挙管理委員会

第 3 条 選挙に関する事務を処理するため選挙管理委員会を設ける。

第 4 条 選挙管理委員会は各学級から選ばれた 2 名の選挙管理委員によって構成する。

第 5 条 選挙管理委員会は委員の互選によって委員長 1 名、副委員長 2 名をおく。

第 6 条 選挙管理委員は立候補者を兼ねることはできない。

第 7 条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補の受付けと発表
- 3 選挙広報の作成と発表
- 4 投票の立ち会いと開票
- 5 当選者と次点者の決定と公示

6 その他選挙管理に必要な事項

第8条 選挙の期日は3週間前までに公示しなくてはならない。

第9条 選挙管理委員の任期は7月の初めから、役員の改選のすべての選挙事務が終了するまでの期間とする。

第3章 立候補

第10条 立候補するものは選挙管理委員会の定めた期日までに所定の立候補届に必要な事項を書いて届けでる。

第11条 選挙運動の期日は立候補締め切りの翌日から選挙の前日までとする。

第12条 同一人が2種類以上の役員に立候補することはできない。

第4章 選挙

第13条 選挙は直接単記無記名投票とし投票袋に投票する。

第14条 立候補者1名の場合は信任投票を行なう。

第15条 開票は当日中に行ないただちにその結果を公示しなければならない。

第16条 開票中は選挙管理委員以外の者の立ち入りを禁止する。

第 17 条 次の投票は無効とする。

- 1 正規の用紙を用いないもの
- 2 定員をこえて投票したもの
- 3 だれに投票したかわからないもの
- 4 投票用紙に指定された事項を守らないもの

第 18 条 次の者を当選とする。

- 1 投票ごとの最高得票者ただし 2 名以上のときは選挙管理委員会で抽選によって決まる。
- 2 信任投票の場合、信任投票数が有効投票数の半数をこえたとき

第 19 条 投票ごと当選者に次ぐ得票があった者を順に次点者とする。同数の場合は 18 条の 1 に準ずる。ただし有効投票数を立候補者数で除した数の半数未満しか得られなかった者は次点としない。

第 20 条 任期開始後 2 ヶ月以内に役員に欠員ができたとき次点者を役員とする。

第 5 章 再選挙

第 21 条 再選挙は次のとき行なわれる。

- 1 信任投票で信任投票数が有効投票数の過半数に達しないとき
- 2 任期開始後 2 ヶ月をこえてから役員に 欠員ができたとき

3 任期開始後 2 ヶ月以内に役員に欠員がでて次点者がいないとき

第 6 章 改正

第 22 条 この規定の改正は生徒総会又は生徒評議会の承認を必要とする。

第 7 章 附則

第 23 条 この規定は平成 14 年 11 月から実施する。

図書館利用のきまり

1 開館時間

各休み時間と、放課後下校時間まで(試験中、その他特別の場合はその都度定める)

2 室内閲覧

読む本を書架から選び、机で静かに読む。読み終えた本は、もとあった場所へ自分で正しく戻す。

3 貸出

- ① 借りる本をカウンターに持って行き学年・組・番号を申し出て、借りる。
- ② 借りた本は定められた期限(2週間) 内に、必ず自分で返却する。返す場合は借りる場合と同じ要領で、委員に本を確認してもらうこと。
- ③ 借りる本は一度に5冊とする(夏休み、冬休みの場合はその都度定める) 同じ本を続けて借りる場合は期限内に新たに借りる手续をとること。
- ④ 禁帯出ラベルのはってある本は貸出することはできない。
- ⑤ 借りた本を汚損または紛失した場合は委員にその旨を告げ、指示を受けること。

- ⑥ 返却延滞をくり返す生徒には、委員会で協議の上、一定期間の貸出を停止する。

4 注意事項

- ① 本は必ずカウンターに返すこと。
- ② みんなで読む本であるから、大切に扱い、自分で責任をもって期限内に返すこと。
- ③ 室内では絶対に静かにすること。また、室内には、原則として勉強道具以外は持ち込まないこと。
- ④ 調べたいことがある時は、カウンターに問い合わせること。
- ⑤ 本の利用についてわからないことはカウンターに質問すること。
- ⑥ その他すべて委員の指示に従うこと。
- ⑦ 当番以外はカウンター内に入らない

保健室利用のきまり

- 1 学校で体調が優れなくなったり、けがをしたりした生徒の応急手当を行う際に使用する。
- 2 入室の際には、原則として保健委員がつきそうこと。
- 3 保健室では内服薬やコンタクトレンズのケア用品は用意していません。自分で必要なものは持参すること。
- 4 手当を受けた場合は、必ず学年・氏名等、必要事項を記入すること。
- 5 保健室で休養する場合は、先生の許可を受け、保健委員は休養中であることを教科担任の先生に報告すること。
- 6 養護の先生が不在の場合、保健室は使用できません。必ず担当の先生か職員室にいる先生に相談し、指示を受けること。症状によっては、養護の先生が担任の先生と相談し、早退や受診の判断をします

体育館使用のきまり

- 1 体育館を使用する時は、必ず担当の先生の許可を得ること。体育館の鍵はその時受け取り、使用後は直ちに返すこと。
- 2 体育館倉庫およびステージには、無断で立入らないこと。
- 3 使用中、用具・施設を破損した時は、担当の先生に届け出ること。
- 4 体育館使用後は、必ず清掃をし、用具などはもとの位置に正しく格納すること。
- 5 正規の活動以外でボールや運動器具を使用しないこと。
- 6 ボールを館内外の壁面にぶつけないこと。
- 7 体育館内では食事をしないこと

クラブ活動のきまり

- 1 クラブは、有志の生徒と顧問の先生によってつくられる。
- 2 運動系のクラブに2つ以上入ることは原則としてできない。ただし、運動部と文化部の兼部は可能な場合もある。
- 3 クラブを他の生徒会活動・学級の活動や清掃当番など全体に対して責任がある活動に優先することはできない。
- 4 活動時間は、特別な場合を除き次の範囲内で各クラブ毎に決める。

最終下校時刻

3 ～10 月 18:00

11 ～ 2 月 17:30

- 5 上記の最終下校時刻までに校門を出ること。
- 6 教室・体育館などを使用する時は、清掃が終了するのを待って使用すること。
- 7 かばん等は指定された教室または更衣室に持っていくこと。
- 8 活動終了後は、後始末や清掃を確実にを行い、特に教室の戸締りに注意すること。
- 9 弁当以外の飲食物を校内に持ちこんだり、帰る途中で飲食したりしてはいけない。